

## 国民健康保険資格取得・喪失の手続きについて

### ●国民健康保険資格を取得する（加入する）手続きについて

国保の加入者が被用者保険（社会保険など）の適用される事業所を退職したとき、またはその扶養から抜けたとき、他の市区町村から転入したときは、その事実が発生したときに遡って国保資格を取得します。資格がないまま医療機関を受診すると、無保険扱いとなり医療費の10割を負担することになります。医療機関を受診する必要がないからといって社会保険から抜けたまま国保資格取得の手続きを行わず、無保険の期間があるという事のないようにしましょう。

### ■国民健康保険資格を取得する手続き

こんなとき	届出に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>職場の健康保険を脱退したとき</li> <li>社会保険の扶養から外れたとき</li> <li>職場の健康保険の任意継続の期間が終わったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前職場から発行された健康保険（社会保険）資格喪失証明書（原本）※雇用保険の離職票ではありません</li> <li>印鑑</li> <li>窓口に来られる方の身分証明書</li> </ul>
他の市区町村から転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>身分証明書</li> </ul>

### ●国民健康保険資格を喪失する（やめる）手続きについて

国保の加入者が被用者保険（社会保険など）の適用される事業所に就職したとき、またはその扶養に入ったとき、他の市区町村に転出したときは、その事実が発生したときに遡って国保資格を失います。新しい保険証がまだ手元に届いていなくても、国保の保険証は使用できません。資格を喪失したにもかかわらず国保の保険証で医療機関を受診した場合、あとで町が支払った医療費をお返し

いただくこととなりますのでご注意ください。

注1) 個人の任意で国民健康保険資格を喪失することはできません。

注2) 75歳年齢到達により後期高齢者医療保険に移行（加入）した場合は自動で国保資格が喪失します。

### ■国民健康保険資格を喪失する手続き

こんなとき	届出に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>職場の健康保険に加入したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しく加入した健康保険証（名前が記載されたもの）、又は健康保険資格取得証明書</li> <li>印鑑</li> <li>窓口に来られる方の身分証明書</li> <li>国民健康保険証、免除証明書、各種認定証</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>広野町国民健康保険に加入していた方が、他の市区町村に転出したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険証、身分証明書、各種認定証</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険証、身分証明書、各種認定証</li> </ul>

### ●手続をする場所

広野町役場 健康福祉課 保険年金係（1階3番窓口）

### ●窓口で直接お越しになれない場合

窓口で直接お越しになるのが難しい場合、郵送での資格取得・喪失手続きも取り扱います。手続きに必要なものは電話にて下記の連絡先までお問い合わせください。

問 健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113

## 猫に関するトラブルについて

地域住民から猫による苦情が寄せられています。

- 猫に庭や畑でフンをされる
- 庭、車などに放尿（マーキング）される
- 猫の爪で車に傷がついた
- 発情期の猫の鳴き声がうるさい など

トラブルにならないために猫を飼っている方は室内で飼うようにしましょう。

所有者が分からない、いわゆる野良猫についてはエサを与えると、その猫の管理者となります。「かわいい」や「かわいそう」だけでは管理者としての

責務は果たせているとは言えません。エサを与えるとその場所に他の猫も集まってくる。そこで繁殖を繰り返すことで手のつけられない状態になりトラブルの原因となります。

安易にエサは与えず、手をださないようお願いします。

また、役場及び愛護センターでは猫の捕獲は行っておりません。住民の方が保護した場合、役場で預かりますのでご理解とご協力よろしくお願い致します。

問 環境防災課 ☎0240-27-2114

## 相馬税務署からのお知らせ

### 1 災害を受けた場合の軽減措置について

台風第19号等により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

ただし、被害の程度が小さい場合には、軽減の措置を受けられない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

詳細については、国税庁ホームページの「災害関連情報」にも掲載してあります。

なお、手続の概要（必要書類等）についての問合せについては、「電話相談センター」をご利用ください。

「電話相談センター」 ☎0244-36-3111  
※最初の音声案内で「0」番を選択してください。

おって、申告相談の際は、①り災証明書、②建物や車輛の取得金額のわかるもの、③建物や車輛の修繕費、取り壊し費用、除去費用などのわかるもの、④被害を受けた資産について受け取る保険金等の金額のわかるもの、⑤令和元年分の源泉徴収票等収入金額のわかるもの（同居家族も含む）等をご用意の上、お越しく下さい。

### 2 スマホで確定申告！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、お手持ちのスマートフォン・タブレットで、所得税の確定申告書が作成できます。

- マイナンバーカード方式  
マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して申告！
- ID・パスワード方式  
IDとパスワードを取得して申告！

※IDとパスワードの発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※申告内容によっては、ご利用いただけない場合もあります。

なお、従来どおり作成コーナーで申告書を作成して紙に印刷し、税務署へ郵送等により提出することもできます。

国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp>

### 3 令和元年分の所得税等の確定申告書作成会場について

令和元年分の所得税（及び復興特別所得税）、消費税（及び地方消費税）及び贈与税の確定申告期における申告書作成会場は、次のとおり開設する予定です。

- 開設場所 『相馬市振興ビル6階』相馬市中村字塚ノ町65-16
- 開設期間 令和2年2月17日（月）～3月16日（月）《土・日・祝日等を除く》
- 開設時間 午前9時～午後4時

※税務署内には、会場開設前を含め申告書作成会場を設置しておりませんので、開設期間中に申告書作成会場にお越しください。

### 4 令和元年分確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

税務署に所得税等の確定申告書を提出する都度、マイナンバーの記載と本人確認書類（番号と身元の確認できるもの）の提示または写しを添付していただく必要があります。

《本人確認書類の例》

- (1) マイナンバーカード（番号確認と身元確認）
- (2) 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

※1 申告書作成会場においてになる際は、本人確認書類の持参をお願いいたします。

※2 確定申告書を郵送する場合は、本人確認書類の写しの添付をお願いいたします。